

令和2年度決算における地方消費税収(引上げ分)の使途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としましては、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の使途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和2年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の使途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 122,094 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,468,959 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	477,016	275,387	0	0	39,648	161,981
	老人福祉事業	250,123	49,088	0	1,034	20,789	179,212
	児童福祉事業	707,758	501,671	0	12,960	58,826	134,301
	小計	1,434,897	826,146	0	13,994	119,263	475,494
保健衛生	予防事業	34,062	921	0	0	2,831	30,310
	小計	34,062	921	0	0	2,831	30,310
合計		1,468,959	827,067	0	13,994	122,094	505,804

令和3年10月4日

錦町長 森本 完一